

平成30年度 岡山県日本型直接支払等推進委員会の議事要旨

1 日 時 平成30年5月23日（水）13：30～16：00

2 場 所 ピュアリティまきび（岡山市北区下石井）

3 協議等事項

- (1) 平成29年度多面的機能支払交付金の実施状況について
- (2) 平成29年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について
- (3) 平成29年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

4 協議等の内容 ※■委員の意見 □事務局の回答

(1) 平成29年度多面的機能支払交付金の実施状況について

■資源向上支払のカバー率は全国と比べてどうか。

□岡山県は19.3%、全国は48%。

■5年経過して取り組みを更新しない組織に今回の変更点や合併した場合の加算措置等についてどのようにアプローチしていくのか。

□県、市町村が連携してアプローチする体制をとっている。継続している組織や辞められた組織に市町村が直接アプローチするが、それぞれの組織により状況がちがうため、状況に合った適切な情報を県から提供し、連携して進めていく。

■小規模集落を大規模集落が受け入れ合併した場合、受け入れる組織側のメリットは何か。

□小規模集落には加算が付く場合があり、受け入れ集落はその加算ごと受け入れることができるため、経費面でのメリットが大きく、事業趣旨を理解してもらうよう丁寧に説明していく。また、地域はつながっており、どこか一カ所でも多面的機能を発揮できなくなると地域全体に影響がでるため、大きな目で捉えて受け入れを推進する。

■現在の各組織の活動経過年がどのような状況なのかわからないと議論が難しいのでは。

□今年度最終年を迎える組織は179組織。今後は、経過年の分かる資料を提示する。

■5年間の活動期間途中から資質向上や長寿命化の取り組みをする事は可能か。

□可能ではあるが、5年間での取組が基本のため短期間では完了が難しい場合がある。そのため、県では次期に向けて実施内容を検討をしたり、より広域化を進め重点的に取り組む準備期間とするよう指導している。

■カバー率が低い原因は何か。

□市町村によりカバー率が大きく違う。従来交付金がなくても実施している活動のため、事務手続きを行ってまで交付を希望しないという考え方の市町村

もあつたため。今後も引き続き、制度についてより周知に努めたい。

■5年間は長いが、県独自で変えることは可能か。

□制度上定められているため、変えることはできない。しかし、5年は長いという意見は多くある。意見を国へ伝えていく。

■組織の辞める理由として「交付金がなくても活動が続けられる」ということは素晴らしい。このような事例を伝えていくことが大切では。

□活動が定着して、交付金なしで活動が継続されるのは本来の姿。まずは実態把握に努める。

■市街化調整区域も取り組めるのか。

□交付対象は農振農用地であるが、取組は市街化調整区域でもできる。

■高齢化が進んでおり、現在が取組のピークか。

□近年の取組状況の推移は微増。現状維持のための対策や、拡大できる地域への推進等地域の状況に合った情報提供・推進方法が必要だと考えている。

■浅口市はカバー率が61%と高いが、取組組織が1つの理由は。

□市役所が全面的に支援する形をとり、広域組織として取り組んでいる。

■小規模集落を加える場合、飛び地でも可能か。

□可能です。

■組織の拡大について、小規模を大規模にすることで楽になる事項や大規模同士を合併することでより効果が上がる事項等、ケース毎に検討することでこの制度を広める糸口になるのでは。

□検討する。

■耕作放棄地を地域の建設業者や集落営農組織等が復田しているがそこにもこの事業は使えるのか。

□農耕地になっていれば対象になる。

(2) 平成29年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況について

■C要件を選択する協定が圧倒的に多い。これは岡山県特有の事情なのか、他県の状況はどうか。

□C要件は農業の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制について取り決めをするもので、集落で必要な事項であり、取り組みやすい要件のため、選択する協定が多くなっている。他県でも同様の傾向にある。

■人材育成について具体的に。

□地域の特性を生かした事例は多く有り、その優良事例を研修会等の場で紹介することで啓発を進めていきたい。

■超急傾斜農地保全管理加算における販売促進活動はどういった活動が対象になるのか。

□超急傾斜で栽培された農産物のPR活動であれば良い。多くはパンフレットを作成し、販売している直売所等に置くなどされている。

■取組が多い吉備中央町は、中山間地域で栽培した農産物に対して、その先の販路や販売先など出口戦略を行った結果か。

□中山間地域等直接支払制度への取組は、地域の多面的機能の維持と農業生産活動を通じて耕作放棄地の発生防止をしていく趣旨に強く賛同した町が力強く推進した結果である。

■広域化を進める場合、小学校区や町づくり団体のエリアや地縁組織のエリアなど、元々つながりのあるエリアであれば広域化が推進しやすいのでは。

□推進の参考にする。

(3)平成29年度環境保全型農業直接支払交付金の実施状況について

■有機農業の取組が伸びている事について、新規就農者が多い等要因を把握しているか。

□岡山県の昨年度の新規就農者は新聞報道では170人だが、大部分は果樹での就農であり、交付対象となる有機農業を行っていない。一部、高松地域では有機栽培者もいる。昨年度の新規に交付された新見市では有機農業を増やされて参加されている。

■南部は田植えが遅く、カバークロップの取組がもう少し増えても良いと思うが、増えない要因は何か。

□南部は冬期にビール麦の作付けがあり、5月から6月に麦を刈り取り、6月中には田植えをするという流れである。別の国の交付金もあるため、余力のある農家は、麦と米を両方栽培する作型を推進している。一方、麦を栽培できない農家は、カバークロップの取組も難しいのが現状。

■交付金が減額される可能性があるとのことだが推進が難しいのではないか。

□新たに、今年度からGAPの取組が要件となったこと、1つしか取組がとれなくなったことなど、今までの取組のままでは交付されない事や、支援対象の取組には全国共通取組と地域特認取組があり、国からの配分は地域特認取組分を少し後回しにしていると言われていたが、岡山県の場合は、全国共通取組の方が多いため現在のところは影響が少ないと考えている。引き続き、要望はしていく。

■おokayama有機無農薬農産物と有機JAS、エコファーマーとGAPの違いは何か。

□環境直払いで交付している有機農業は、すべてがおokayama有機無農薬農産物ではなく、有機JASという全国共通の認証を受けている取組もある。おokayama有機無農薬農産物は岡山県独自の厳しい条件で栽培するもので、有機JASはそれよりは使用できる肥料や農薬がある。エコファーマーは、昨年度までは環境直払いの要件となっていたもので、今年度からはGAPの取組に変わった。エコファーマーは、化学肥料・化学農薬の使用量を減らす5年間の栽培計画について認定されるもので、GAPは食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理について良い農業をしましょうというもの。

■GAPが要件として求められるようになったのは、日本の農産物を輸出する事を想定してか。

□輸出に必要とされているJGAPやグローバルGAPについては、環境直払

いでは求められておらず、農家自らが安全安心な農業をするためのチェックを行う事が求められている。

■滋賀県が琵琶湖に関して環境政策を積極的に取り組んでいるが4割近いカバー率があり、設定しているメニュー次第かもしれないが、時代の要請を考えると岡山県もメニューを工夫して取組を進めて欲しい。

□他県の情報を参考に検討する。

○総括

■各委員から、取組をする上での前向きで貴重な示唆があったので、それを考慮し推進してもらいたい。そのためには、他県の状況も戦略の参考になると考えられる。